食肉科研/行政情報等発信サービス

No.220 2020/4/10

1 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的 運用について

4月10日、消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを受け、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、農林水産省及び厚生労働省と連名で、健康被害を防止することが重要なアレルギー表示や消費期限等を除き、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の規定を弾力的に運用する旨を通知した。今回の運用は、食品の生産及び流通の円滑化を図るために講じるものであり、消費者を欺瞞(ぎまん)するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な取締りを行うとしている。

https://www.caa.go.jp/notice/entry/019558/

公表資料

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_200410_1.pdf

2. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の弾力的運用について

4月10日、消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを受け、農林水産省と連名で、一般消費者に対し容器又は包装への表示により、産地情報の伝達を行っている商品について、商品の容器又は包装の表記と実際に使用されている原材料の産地に齟齬(そご)がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該商品の適正な産地に係る適時適切な情報伝達がなされている場合に限り、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)第8条の規定を弾力的に運用する旨を通知した。

今回の運用は、米穀等に関する適正かつ円滑な流通を図るために講じるものであり、 一般消費者を欺瞞(ぎまん)するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な 取締りを行うとしている。

https://www.caa.go.jp/notice/entry/019585/

公表資料

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_200410_02.pdf

3. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について

4月10日、消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造 所固有記号の表示の取扱いの特例について通知した。主な内容は次のとおり、

1. 製造所等の表示の運用について

他の製造所等に食品の製造又は加工を委託する場合など、基準第3条に基づき容器包装に表示された製造所等と実際の製造所等が異なる場合であっても、製造所等の表示の取扱いの特例として、当面の間、別添届出様式(様式第1号)を用いて届け出ることにより、実際の製造所等と容器包装に表示された製造所等が異なることとなっても差し支えないこととします。

2. 製造所固有記号の表示の運用について

基準第3条に基づき容器包装に表示された製造所固有記号が示す製造所と実際の製造所が異なる場合であっても、製造所固有記号の表示の取扱いの特例として、当面の間、別添届出様式(様式第2号及び第3号)を用いて届け出ることにより、使用していた記号を他の製造所に例外的に使用できることとします。

https://www.caa.go.jp/notice/entry/019590/

公表資料

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms204_200410_01.pdf